

令和3年4月～令和4年3月ご利用

病

児

保

育

の

登

録

を

お

願

い

し

ま

す



奄美市公式キャラクター
コクトくん



ロビンちゃん

*登録は毎年度必要です。

奄美市に住所がある6カ月から小学校3年生までの児童が、病気やケガ等で集団生活が困難な期間、市が委託した下記の医療機関併設の保育施設で一時預かりを行っています。

ご利用にあたっては、1日の利用料金を住民税課税状況等にて決定するため年度ごとに登録をお願いしております。

ご利用の際、慌てないためにも、事前に登録を済ませていただくことをお勧めいたします。4月～5月は登録が集中するため登録完了までにしばらくお時間を要します。ご了承ください。

登録が完了しましたら「奄美市病児・病後児保育登録および利用者負担金決定通知書」をお送りいたしますので、ご確認よろしくお願いいいたします。
登録完了前にご利用される方は、福祉政策課までご連絡ください。

手続き及び詳細につきましては、下記お問い合わせ先まで。

【施設名】

奄美医療生活協同組合 奄美中央病院
病児保育室『キッズケアルーム☆げんきっこ』
住所：奄美市名瀬長浜町17番1号

【連絡先】

・平日 8:00～17:00
・土曜日 8:30～12:30は
奄美中央病院 52-6565へ

上記以外の時間帯は
げんきっこ 54-0839(留守電)へ



〈問い合わせ先〉

名瀬総合支所福祉政策課こども未来係	52-1160
住用総合支所保険福祉課	69-2111(内線2324)
笠利総合支所いきいき健康課	63-2299(内線3123)

病児・病後児保育事業について

病児・病後児保育事業とは

保育所等に入所中の児童が病気療養中又は病気の回復期にあるため、保育所等での集団保育が困難な状態にあり、かつ、保護者がやむを得ない事由のため家庭で保育ができない状況にある場合において、一時的にお子様を施設でお預かりして保育を行う事業です。

1. 利用対象児童

次の事項のすべてに該当する児童が利用できます。

- (1) 奄美市に住所を有する0歳児（6ヵ月）から小学校3年生までの児童であること。
- (2) 病気療養中又は病気の回復期にあるため集団保育が困難な状態にあること。
- (3) 保護者の勤務の都合、疾病、事故、出産、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により、家庭で育児ができない状況にあること。

2. 利用の対象となる疾患（いずれも入院・加療が必要ない場合となります。）

- ◆風邪や下痢など、子どもが日常的にかかる病気
- ◆ぜんそくなどの慢性疾患
- ◆水ぼうそう、風しんなどの感染症疾患
- ◆骨折ややけどなどの外傷性疾患

3. 利用料金（4月～8月分は、前年度の市民税額、9月～3月分は当該年度の市民税額により決定します）

利用者負担金の区分		日 額
A	生活保護法による生活保護受給世帯	0円
B	市民税非課税世帯	
C	A及びDの区分を除く市民税課税世帯	1,000円
D	市民税所得割課税世帯（所得割額48,600円以上）	2,000円

〈提出書類〉（A）生活保護世帯・・・生活保護証明書

（注1） B～Dに該当すると思われる世帯は、令和2年1月1日、令和3年1月1日、奄美市に居住し確定申告等をお済の場合、所得に関する証明書の提出は必要ありません。

奄美市に上記期日に居住していない場合は、「所得・課税証明書」の提出を求める場合がありますので、ご了承ください。

（注2） 未申告や「所得・課税証明書」の提出がない場合は、D区分での利用者負担となります。

（注3） 利用者負担金には、食事やミルク代、医療費等は含まれていません。

4. 実施施設

奄美医療生活協同組合 奄美中央病院 病児保育室『キッズケアルーム☆げんきっこ』

住所：奄美市名瀬長浜町17番1号

定員：3名

利用期間：連続7日間まで

開所時間：月曜日～金曜日 午前8時00分から午後6時まで

*（土・日曜日、祝祭日、年末年始（12月30日～1月3日）、旧盆送り、医療機関休診日はお休みとなります。）

位置図



利用当日持参していただく物

健康保険証・印鑑・母子手帳・薬・お弁当・おやつ・バスタオル（2枚）・ハンドタオル（2枚）・フェイスタオル（2枚）・着替え・下着・紙おむつ・おしりふき・食事用エプロン・よだれかけ・歯ブラシ・ミルク（1回分ごとに分ける）・哺乳ビン



*すべての持ち物にお名前をご記入ください

5. 病児・病後児保育「利用の流れ」

◎利用される方は、あらかじめ登録が必要です。

前日までに準備	①	事前登録	登録申請書は、名瀬支所福祉政策課・住用支所市民福祉課・笠利支所いきいき健康課のほか、市内の各保育所、幼稚園、小学校に備え置いています。必要事項をご記入の上、名瀬総合支所福祉政策課に提出してください。（*保育所・幼稚園・小学校での受付はできません。）
	◎実際に利用する場合、前日までに予約が必要です。		
	②	予約	実際に利用する際は、定員に限りがありますので、施設の空き状況を必ず確認し、予約をしてください。
	③	診察	児童のかかりつけ医に病児・病後児保育施設での保育が可能な状態か相談してください。医師の診察の結果（入院加療の必要がない場合）病児・病後児保育の利用となります。その際に「病児・病後児保育事業医師連絡票」に診療情報を記入してもらってください。（診察代とは別に文書料として500円程度かかります。）

◎当日の利用

当日の利用の流れ	④	入室後診察 8:45	当日は8:00～8:15までに施設に来所（難しい場合は要相談）し、必要書類（登録申請書・利用申込書・医師連絡票）を提出してください。8:45から施設の医師により、当日の児童の状態の確認を行います。当日の状態が悪い（入院加療を要する）場合は、入室をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。その他当日持参する物は上記をご覧ください。*利用申込書は、市又は施設に備え付けています。（前日に記入を済ましていただくと利用がスムーズです。）
	⑤	お預かり 8:00 ～ 18:00	保育士・看護師により入室が可能な児童の保育・看護を行います。昼食は、症状に応じたお弁当をご持参ください。また、保育中に不足したミルクや紙おむつ等については、実費負担となります。また、保育中の病状の変化により、併設の医療機関で診察・治療を行ったときは実費（保険診療）となります。
	③	お迎え 18:00	お迎えの際に、保育中の児童の様子を連絡票によりお知らせします。（*翌日の利用があればお知らせください。）利用料や不足分の負担金等の会計をしてください。